

③作業基準

項目	チェック項目	記入欄	確認
作業基準	A B <input type="checkbox"/> 特定粉じん排出等作業 ^{※1} に係る作業基準の確認【大防法18の14】 *特定粉じん排出等作業を規制する作業基準【大防則16の4、別表7】が、特定粉じん ^{※2} の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに定められている		
作業実施の掲示	A B <input type="checkbox"/> 作業基準【大防則16の4 別表7】 *見やすい場所に作業実施の掲示を行う *作業の種類ごとに以下の作業基準に従って施工する ①特定建築材料 ^{※3} が使用されている建築物その他の工作物（建築物等）を解体する作業（②、③を除く）において、建築物等に使用されている特定建築材料を除去する基準 1. 特定建築材料の除去作業場の隔離，作業場の出入り口への前室の設置 2. 作業場の負圧の維持，排気にHEPAフィルタ付集じん・排気装置の使用 3. 除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化 4. 隔離撤去時，除去部分に特定粉じんの飛散抑制用薬液等の散布，作業場内の特定粉じんの処理 ②特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち，石綿含有断熱材，保温材及び耐火被覆材を，掻き落とし，切断，又は破砕以外の方法で除去する作業（③を除く）の基準 1. 特定建築材料の除去部分周辺の養生 2. 除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化 3. 養生撤去時，除去部分に特定粉じんの飛散抑制用薬液等の散布，作業場内の特定粉じんの処理 ③特定建築材料が使用されている建築物の解体作業のうち，人の立入りが危険な状態の作業又は特定建築材料の事前の除去が著しく困難な作業の基準 1. 作業対象建築物への散水，又は同等以上の措置の実施 ④特定建築材料が使用されている建築物を改造し，又は補修する作業 特定建築材料を除去，囲い込みもしくは封じ込めする基準 1. 1) 掻き落とし，切断，又は破砕により除去する場合：①の1,2,3,4の基準 2) 1)以外の方法で除去する場合：②の1,2,3の基準 2. 特定建築材料を囲い込み，封じ込めする場合，当該材料の劣化が著しい場合，又は下地との接着が不良な場合は，当該材料を除去する		

※1 特定粉じん排出等作業：①特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（建築物等）を解体する作業，②①の建築物等を改造し，又は補修する作業【大防法2. 12，大防令3の4】

※2 特定粉じん：石綿【大防法2. 9，大防令2の4】

※3 特定建築材料：①吹付け石綿^{※3.1}，②石綿を含有する断熱材，保温材及び耐火被覆材【大防法2. 12，大防令3の3】

※3.1 吹付け石綿：①吹付け石綿，②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式），③石綿含有パーミキュライト吹付け材，④石綿含有パーライト吹付け材